

1-63 「生活保護の被保護者調査（令和2年1月分概況、厚生労働省）による次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 被保護世帯は、前年より一貫して増加しており、200万世帯を超えている。
- 2 保護の開始の主な理由のうち、最も多いのは「傷病による」である。
- 3 保護の廃止の主な理由のうち、最も多いのは、「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」である。
- 4 保護の種類別に扶助人員を見ると、「生活扶助」の占める割合が最も高い。
- 5 被保護世帯で最も多いのは、障害者・傷病者世帯である。

1-63 「生活保護の被保護者調査（令和2年1月分概況、厚生労働省）による次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 被保護世帯は、前年より×一貫して増加しており、200万世帯を超えている。
⇒○横ばいであり、150万世帯を超えている。
- 2 保護の開始の主な理由のうち、最も多いのは×「傷病による」である。
⇒○貯金等の減少・喪失
- 3 保護の廃止の主な理由のうち、最も多いのは、×「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」である。⇒○死亡
- 4 保護の種類別に扶助人員を見ると、「生活扶助」の占める割合が最も高い。
注意！ 人員数の順序と、費用額の順序は違う。
- 5 被保護世帯で最も多いのは、×障害者・傷病者世帯である。
⇒①高齢者世帯、②障害者・傷病者世帯

1-64 日本における社会保険と公的扶助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険の目的は、救貧機能である。
- 2 社会保険は、必要に応じて個別に給付される。
- 3 公的扶助は、税金を払っていることを条件としている。
- 4 公的扶助は、画一的に給付される。
- 5 公的扶助の中心的な制度である生活保護は、生活困窮に陥った原因の如何にかかわらず、生活困窮の事実に基づいて給付される。

1-64 日本における社会保険と公的扶助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険の目的は、**×救貧機能**である。→○**防貧機能**
- 2 社会保険は、**×必要に応じて個別に**給付される。→○ **画一的に**
- 3 公的扶助は、税金を払っていることを条件としている。→**×**
⇒**社会保険は保険料を払っていることが条件だが、
公的扶助は税金の支払いが要件ではない。**
- 4 公的扶助は、**×画一的に**給付される。→**必要性に応じて個別に
「必要即応の原則」**
- 5 公的扶助の中心的な制度である生活保護は、生活困窮に陥った原因の如何にかかわらず、生活困窮の事実に基づいて給付される。
⇒**無差別平等の原理**

1-65 生活保護法が規定する基本原理、原則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 日本国憲法第25条の生存権理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することを目的としている。
- 2 生活保護制度では、生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による差別的な取扱いを禁じている。
- 3 土地や家屋などの資産を処分しなければ、生活保護を受給することができない。
- 4 生活保護の申請ができる者は、要保護者、その扶養義務者、その他の親族である。
- 5 保障される最低限度の生活は、肉体的能率が維持できるものでなければならない。

1-65 生活保護法が規定する基本原理、原則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 日本国憲法第25条の生存権理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することを**目的**としている。→**自立助長も目的としている。1条**
- 2 生活保護制度では、生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による差別的な取扱いを禁じている。**2条 無差別平等の原理**
- 3 土地や家屋などの資産を処分しなければ、生活保護を受給することができない。**× 4条 保護の補足性の原理**
→**売却が基本だが、資産が生活維持のために活用され、処分するより利用している方が自立助長に実効的な場合は保有できる。**
- 4 生活保護の申請ができる者は、要保護者、その扶養義務者、その他の親族である。**× →「その他の同居の親族。」職権保護もある。7条 申請保護の原則**
- 5 保障される最低限度の生活は、肉体的能率が維持できるものでなければならない。**× ⇒健康で文化的な生活水準を維持することができるもの 3条 最低生活の原理**

1-66 事例を読んで、生活保護制度と介護保険制度との関係について、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（64歳、男性）は、脳内出血で右半身麻痺のある兄のHさん（71歳、無年金、要介護3）と、医療扶助を含む生活保護を受けながらP市内のアパートで生活している。Gさんは腰痛がひどく、兄の介護を十分に行うことができないため、Hさんは介護保険制度の訪問介護を利用している。

- 1 Hさんが利用している訪問介護の自己負担金は、介護扶助で賄われている。
- 2 Hさんが利用している訪問介護の費用は、介護扶助で賄われている。
- 3 Hさんの介護保険料は、介護扶助に含まれている。
- 4 Gさんは、P市を保険者とする介護保険の第2号被保険者である。
- 5 Gさんの介護扶助は、原則、金銭給付で行われる。

1-66 事例を読んで、生活保護制度と介護保険制度との関係について、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（64歳、男性）は、脳内出血で右半身麻痺のある兄のHさん（71歳、無年金、要介護3）と、医療扶助を含む生活保護を受けながらP市内のアパートで生活している。Gさんは腰痛がひどく、兄の介護を十分に行うことができないため、Hさんは介護保険制度の訪問介護を利用している。

- 1 Hさんが利用している**訪問介護の自己負担金**は、介護扶助で賄われている。
- 2 Hさんが利用している訪問介護の費用は、介護扶助で賄われている。×
⇒保護の補足性の原理/9割は介護保険、1割は介護扶助
- 3 Hさんの介護保険料は、介護扶助に含まれている。
⇒× 生活扶助
- 4 Gさんは、P市を保険者とする介護保険の第2号被保険者である。
⇒× 医療扶助⇒医療保険未加入⇒第2号被保険者ではない。
- 5 Gさんの介護扶助は、原則、金銭給付で行われる。
⇒× 医療扶助と介護扶助は、原則、現物給付（サービス）

2-63 生活保護制度における保護の種類と範囲に関する次のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類費は世帯の共通の経費であり、第2類費は個人が消費する費用である。
- 2 高等学校の授業料は、教育扶助により給付される。
- 3 住宅扶助は、原則、現物給付により行われる。
- 4 医療扶助には、転院の際の移送費が含まれている。
- 5 葬祭扶助は、原則、現物給付により行われる。

2-63 生活保護制度における保護の種類と範囲に関する次のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類費は世帯の共通の経費であり、第2類費は個人が消費する費用である。⇒× 逆！！
- 2 高等学校の授業料は、教育扶助により給付される。
⇒× 教育扶助は義務教育のみ。高等学校は盛業扶助で。
- 3 住宅扶助は、原則、現物給付により行われる。
⇒ × 原則、現金給付。家賃など。ただし、宿所提供施設を利用するなど、現物給付になることがある。
- 4 医療扶助には、転院の際の移送費が含まれている。
⇒ 原則現物給付だが、現金給付のこともある。タクシー費用など。
- 5 葬祭扶助は、原則、現物給付により行われる。
⇒ × 原則、現金給付である。

1-67 事例を読んで、生活保護制度における実施責任に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

【事 例】

Jさん（64歳、男性）は、Q市内のアパートで一人暮らしをしながら近くのクリーニング店に勤めていましたが、閉店となってしまった。それ以降は特に働きもせず、蓄えもギャンブルに消費してしまい、滞納した家賃の免除と引き換えにアパートを引き払ってしまった。住民票はQ市のままになっている。

Jさんは、隣町のR市内の公園などに寝泊まりしていたが、近くに住む友人の家へ相談に向かっている途中、S県T町の駅の階段で転倒し、救急車でU市内の病院に搬送された。Jさんは左足骨折のため長期の入院が必要になったが、所持金がなく医療費の支払いができないため生活保護の申請を行った。なお、S県T町は、福祉事務所を設置していない。

- 1 Jさんの生活保護の実施機関は、住民票の登録があるQ市である。
- 2 Jさんの生活保護の実施機関は、入院先の病院のあるU市である。
- 3 Jさんの生活保護の実施機関は、転倒した駅の所在地であるT町である。
- 4 Jさんの生活保護の実施機関は、T町を管轄しているS県の福祉事務所である。
- 5 T町長は、急迫した事態に応急的な措置として必要な保護を行わなければならない

1-67 事例を読んで、生活保護制度における実施責任に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

【事 例】

Jさん（64歳、男性）は、Q市内のアパートで一人暮らしをしながら近くのクリーニング店に勤めていましたが、閉店となってしまった。それ以降は特に働きもせず、蓄えもギャンブルに消費してしまい、滞納した家賃の免除と引き換えにアパートを引き払ってしまった。住民票はQ市のままになっている。

Jさんは、隣町のR市内の公園などに寝泊まりしていたが、近くに住む友人の家へ相談に向かっている途中、S県T町の駅の階段で転倒し、救急車でU市内の病院に搬送された。Jさんは左足骨折のため長期の入院が必要になったが、所持金がなく医療費の支払いができないため生活保護の申請を行った。なお、S県T町は、福祉事務所を設置していない。

- 1 Jさんの生活保護の実施機関は、住民票の登録があるQ市である。
- 2 Jさんの生活保護の実施機関は、入院先の病院のあるU市である。
- 3 Jさんの生活保護の実施機関は、転倒した駅の所在地であるT町である。
- 4 Jさんの生活保護の実施機関は、T町を管轄しているS県の福祉事務所である。
- 5 T町長は、急迫した事態に応急的な措置として必要な保護を行わなければならない 応急保護が行われた現在地の福祉事務所が実施責任を担う。

5を選んでいない人はいますか？

1-68 福祉事務所の組織体系に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。
- 2 福祉事務所長が自ら兼任できると判断した場合は、指導監督を行う所員（査察指導員）を配置しなくてもよい。
- 3 都道府県福祉事務所は、福祉六法の事務をつかさどる。
- 4 福祉事務所の所員の定数は社会福祉法に規定されている。
- 5 現業員は、査察指導員の指揮監督を受けて、援護等を要する者の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

1-68 福祉事務所の組織体系に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。
⇒都道府県と市は義務設置、町村は任意設置。
- 2 福祉事務所長が自ら兼任できると判断した場合は、指導監督を行う所員（査察指導員）を配置しなくてもよい。→社会福祉法 第15条
- 3 都道府県福祉事務所は、福祉六法の事務をつかさどる。×
⇒福祉六法を担当するのは市町村福祉事務所。
都道府県福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法。
六法⇒上記3つ+知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法。
- 4 福祉事務所の所員の定数は×社会福祉法に規定されている。
⇒○ 条例 ※現業員の標準数は社会福祉法に規定
- 5 現業員は、×査察指導員の指揮監督を受けて、援護等を要する者の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。→○福祉事務所長の指導監督
※ 指導監督と指揮監督！！

1-69 低所得者対策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。
- 2 生活福祉資金貸付制度の対象世帯の一つである障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けた者が属する世帯である。
- 3 社会福祉法に規定されている「無料低額宿泊事業」や「無料低額診療事業」は、いずれも第一種社会福祉事業である。
- 4 ホームレスの支援等に関する特別措置法に規定するホームレスの自立の支援に関する基本方針は、厚生労働大臣が全国調査を踏まえて策定する。
- 5 公営住宅は、公営住宅法に基づき、地方公共団体が供給を行う賃貸住宅であるが、その対象者は収入が一定額以下の高齢者である。

1-69 低所得者対策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。
⇒子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条 2014年1月施行⇒2021年改正
- 2 生活福祉資金貸付制度の対象世帯の一つである障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の×交付を受けた者が属する世帯である。
⇒障害者総合支援法のサービス利用者など、「障害者と同等と認められる人の世帯」も含む。
- 3 社会福祉法に規定されている「無料低額宿泊事業」や「無料低額診療事業」は、いずれも×第一種社会福祉事業である。→第二種
- 4 ホームレスの支援等に関する特別措置法に規定するホームレスの自立の支援に関する基本方針は、×厚生労働大臣が全国調査を踏まえて策定する。
⇒○厚生労働大臣及び国土交通大臣
- 5 公営住宅は、公営住宅法に基づき、地方公共団体が供給を行う賃貸住宅であるが、その対象者は収入が一定額以下の×高齢者である。→高齢者に限定していない。

Q 生活福祉資金貸付制度における生活福祉資金について、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 生活福祉資金の実施主体は、市町村である。
- ② 緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を要件とする。
- ③ 教育支援資金は、保証人を立てないと貸し付けを受けることができない。
- ④ 生活福祉資金の貸し付けを、同一世帯で複数重複して受けることはできない。
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とする。

Q 生活福祉資金貸付制度における生活福祉資金について、正しいものを1つ選びなさい。 ⇒○都道府県社会福祉協議会

- ① 生活福祉資金の実施主体は、×市町村である。
- ② 緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として×生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を要件とする。総合支援資金も。⇒○生活困窮者自立相談支援事業
- ③ 教育支援資金は、保証人を立てないと貸し付けを受けることができない。⇒○できる。修学者の生計中心者が連帯借受人になる。
- ④ 生活福祉資金の貸し付けを、同一世帯で複数重複して受けることはできない。⇒○できる。
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とする。

2-64 事例を読んで、Fさんの世帯についての生活保護の受給等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Fさん（46歳、男性）と長女のG子（16歳、高校2年）、長男のH男（14歳、中学2年）、次男のJ君（7歳、小学1年）は4人で暮らしている。Fさんは昨年妻と死別し、ひとり親家庭となった。現在、Fさんは体調が思わしくないので仕事をしていない。そのため、生活保護を受給している。G子は公立高校に通っており、スーパーで週2日アルバイトをしている。

- 1 Fさんは児童扶養手当を受給でき、手当の額は収入認定される。
- 2 Fさんが受給できる児童手当の額は2万円である。
- 3 G子のアルバイト料は、収入として申告しなくてもよい。
- 4 最低生活費の計算では、3人分の教育扶助費が加算される。
- 5 父子家庭であるので、最低生活費の計算に生活扶助の母子加算は加算されない。

2-64 Fさん（46歳、男性）と長女のG子（16歳、高校2年）、長男のH男（14歳、中学2年）、次男のJ君（7歳、小学1年）は4人で暮らしている。Fさんは昨年妻と死別し、ひとり親家庭となった。現在、Fさんは体調が思わしくないので仕事をしていない。そのため、生活保護を受給している。G子は公立高校に通っており、スーパーで週2日アルバイトをしている。

- 1 Fさんは**児童扶養手当**を受給でき、手当の額は収入認定される。
 ⇒（18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）⇒ひとり親世帯の子どもの家庭生活の安定、自立の促進が目的。3人が該当。（加算制）
- 2 Fさんが受給できる**児童手当**の額は×2万円である。
 ⇒（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）
 ⇒H男（中学生 1万円）とJ君（小学生の第3子）⇒2万5千円
 0～3才未満 1万5千円/3才～小学校修了前 1万（第1子・第2子）1万5千円（第3子以降）/
 中学生 1万円/所得制限世帯（年収約960万円以上） 5千円/R4.10～世帯主年収1200万円以上
 は特例給付から除外。
- 3 G子のアルバイト料は、収入として申告しなくてもよい。
 ⇒×生保法第61条 収入、支出、整形の状況に変動があったときは、保護の実施機関または福祉事務所に届けなければならない。
- 4 最低生活費の計算では、×3人分の**教育扶助費**が加算される。→義務教育は小中学校の2人
- 5 父子家庭であるので、最低生活費の計算に生活扶助の**母子加算は加算されない**。×
 ⇒名称は母子加算だが、生保のひとり親家庭ならば支給される。

2-65 事例を読んで、Kさんが入所した保護施設の種類として、適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Kさん（45歳、男性）は、軽い精神疾患があるため、これまで生活保護を受給しながら公営住宅で一人暮らしをしていた。しかし、Kさんは最近になって病状が進み、日常生活を営むことが困難になってきたので、生活扶助を行うことを目的としている施設に入所することにした。

- 1 救護施設
- 2 更生施設
- 3 医療保護施設
- 4 授産施設
- 5 宿所提供施設

2-65 事例を読んで、Kさんが入所した保護施設の種類として、適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Kさん（45歳、男性）は、軽い精神疾患があるため、これまで生活保護を受給しながら公営住宅で一人暮らしをしていた。しかし、Kさんは最近になって病状が進み、日常生活を営むことが困難になってきたので、生活扶助を行うことを目的としている施設に入所することにした。

- 1 救護施設 ⇒身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
- 2 更生施設 ⇒身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助や自立と社会参加に必要な生活指導を行う。
- 3 医療保護施設 ⇒医療扶助を行う
- 4 授産施設 ⇒身体上または精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。（生業扶助）
- 5 宿所提供施設 ⇒住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。

2-66 福祉事務所に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所に置かれる社会福祉士主事は、18歳以上の者でなければならない。
- 2 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、都道府県知事又は市町村の指揮監督を受けて福祉事務所の所務を拳理する。
- 3 生活保護の現業を行う所員（地区担当員）は、保護の開始、変更、停止、廃止、被保護者への指導又は指示に関する権限を委任されている。
- 4 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、生活保護業務における管理的機能と現業を行う所員（地区担当員）に対する教育的機能と支持的機能を果たすことが求められている。
- 5 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。

2-66 福祉事務所に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所に置かれる社会福祉士主事は、18歳以上の者でなければならない。
⇒【20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者】と社会福祉法に規定。
- 2 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、都道府県知事又は市町村の指揮監督を受けて福祉事務所の所務を拳理する。⇒福祉事務所長の説明。
- 3 生活保護の現業を行う所員（地区担当員）は、保護の開始、変更、停止、廃止、被保護者への指導又は指示に関する権限を委任されている。⇒福祉事務所長の説明。
- 4 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、生活保護業務における管理的機能と現業を行う所員（地区担当員）に対する教育的機能と支持的機能を果たすことが求められている。
⇒スーパーバイザーとしての役割
- 5 都道府県及び市×町村は、福祉事務所を設置しなければならない。
社会福祉法第14条：
都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない（義務設置）
町村は、設置することができる。（任意設置）

2-67 生活保護の実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 厚生労働大臣は、生活保護法に基づき、国及び国以外が開設した医療機関について指定と取消、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止する権限を有する。
- 2 国は、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費、委託事務費の2分の1を負担しなければならない。
- 3 生活保護基準を定める権限は、都道府県知事が有する。
- 4 民生委員は、生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する者とする。
- 5 生活保護法では、都道府県知事及び福祉事務所を管理する市町村長が保護を決定し実施することとしている。

2-67 生活保護の実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 厚生労働大臣は、生活保護法に基づき、**○国及び×国以外**が開設した医療機関について指定と取消、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止する権限を有する。
⇒**国以外が開設した医療機関の権限は、都道府県知事にある。**
- 2 国は、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費、委託事務費の**×2分の1**を負担しなければならない。⇒**国は4分の3を負担する。残り4分の1は、都道府県や市町村。**
- 3 生活保護基準を定める権限は、**×都道府県知事**が有する。⇒**○厚生労働大臣が定める。**
- 4 **○**民生委員は、生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に**協力する者**とする。⇒**生活保護法第22条に規定。**
歴史的に「補助機関」だったからひっかけ問題です。
- 5 生活保護法では、都道府県知事及び**福祉事務所を管理する×市**町村長が保護を決定し実施することとしている。
⇒**都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護を決定し実施する。**

生活困窮者自立支援制度の負担割合問題

Q 生活困窮者自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 生活困窮者とは、理由を問わず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなって半年が経過した者をいう。
- ② 認定就労訓練事業の対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が出来ない者等を想定している。
- ③ 住宅確保給付金の支給や家計改善支援事業は、国がその4分の3を負担している。
- ④ 貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援事業は、国が費用の2分の1を負担している。
- ⑤ 就労準備支援事業は、原則、実施期間を1年以内としているが、国の費用負担は4分の3である。

生活困窮者自立支援制度の負担割合問題

Q 生活困窮者自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 生活困窮者とは、理由を問わず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持 **×できなくなって半年が経過した**者をいう。⇒法3条 **現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者**
- ② 認定就労訓練事業の対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が出来ない者等を想定している。
- ③ 住宅確保給付金の支給や家計改善支援事業は、国がその4分の3を負担している。
- ④ 貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援事業は、国が費用の **×4分の1**を負担している。
⇒**○2分の1**
- ⑤ 就労準備支援事業は、原則、実施期間を1年以内としているが、国の費用負担は **×4分の3**である。
⇒**○3分の2**

生活困窮者自立支援制度の負担割合

□ 必須事業

- ・自立相談支援事業(国費4分の3)
- ・住居確保給付金(国費4分の3)

□ 努力義務(任意事業の中でも、という意味。必須じゃない。)

- ・就労準備支援事業(国費3分の2)
- ・家計改善支援事業

(国費2分の1:2018年の改正で、就労準備支援事業と併せて効果的・効率的に行われている一定の場合は、3分の2へ引き上げ。)

□ 任意事業

- ・一時生活支援事業(国費3分の2)
- ・子どもの学習・生活支援事業(国費2分の1)

ホームレス対策

Q ホームレスに関する次の記述のうち、間違っているものを全て選びなさい。

- ① ホームレスの定義は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、働かず収入のない者をいう。
- ② 厚生労働大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。
- ③ 都道府県は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。
- ④ 令和4年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの起居場所で最も多いのは駅舎である。
- ⑤ 令和3年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの9割は収入が全くない。

Q ホームレスに関する次の記述のうち、間違っているものを全て選びなさい。

- ① ホームレスの定義は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、**×働かず収入のない者**をいう。
⇒○日常生活を営んでいる者
- ② **×厚生労働大臣**は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。⇒○厚生労働大臣及び国土交通大臣は、
- ③ **×都道府県**は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。
⇒○国は、
- ④ 令和4年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの起居場所で最も多いのは**×駅舎**である。
⇒○ 都市公園25%、 河川24%、道路21%、駅舎6%、その他
- ⑤ 令和3年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの**×9割は収入が全くない**。⇒49%が収入あり。

1-63 日本の低所得者対策の歴史的展開に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 1874(M7)年施行の恤救規則における無告の窮民とは、障害者、65歳以上の高齢者、単身の疾病者、単身の13歳以下の年少者である。
- ② 1929(S4)年制定の救護法による扶助の種類は、生活・医療・生業の3種であった。
- ③ 1946(S21)年の社会救済に関する覚書(SCAPIN775)には、無差別平等、公私分離、最低生活保障の原則が盛り込まれていた。
- ④ 1946(S21)年の旧生活保護法には、保護請求権や不服申し立てに関する規定がされていなかった。
- ⑤ 福祉事務所は、現行生活保護法(1950(S25)年)以前に誕生した。

1-63 日本の低所得者対策の歴史的展開に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 1874(M7)年施行の恤救規則における無告の窮民とは、障害者、65歳以上の高齢者、単身の疾病者、単身の13歳以下の年少者である。

⇒○70歳以上で働けない者

② 1929(S4)年制定の救護法による扶助の種類は、生活・医療・生業の3種であった。⇒助産扶助を加えて4つ！！

③ 1946(S21)年の社会救济に関する覚書(SCAPIN775)には、無差別平等、公私分離、最低生活保障の原則が盛り込まれていた。

⇒○国家責任、必要な救済費用に制限を加えない、の2つも。

④ 1946(S21)年の旧生活保護法には、保護請求権や不服申し立てに関する規定がされていなかった。

⑤ 福祉事務所は、現行生活保護法(1950(S25)年)以前に誕生した。

福祉事務所は社会福祉事業法(1951(S26))で誕生。

⇒○以後

行政不服申し立て(審査請求前置主義)

Q 生活保護における審査請求(不服申し立て)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 審査請求は、処分のあったことを知った日を含めて3か月以内にしなければならない。

② 生活保護の場合、審査請求の裁決を経ることなく処分取消の行政訴訟を起すことができる。

③ 審査長は審査請求のあった日から70日以内に採決を行わなければならない。

④ 審査請求は、福祉事務所が受け取り、厚生労働省に送付する。

⑤ 裁決に不服のある者は、採決があったことを知った日の翌日から15日以内に再審査請求を行うことができる。

行政不服申し立て(審査請求前置主義)

Q 生活保護における審査請求(不服申し立て)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 審査請求は、処分のあったことを知った日を含めて3か月以内にしなければならない。
⇒○知った日の翌日から

② 生活保護の場合、審査請求の裁決を経ることなく処分取消の行政訴訟を起こすことができる。
⇒○採決を経た後 生保法69条

③ 審査長は審査請求のあった日から70日以内に採決を行わなければならない。

④ 審査請求は、福祉事務所が受け取り、厚生労働省に送付する。
⇒○都道府県知事に

⑤ 裁決に不服のある者は、採決があったことを知った日の翌日から15日以内に再審査請求を行うことができる。

⇒○1か月以内に

図4-7 生活保護制度における不服申し立ての手順

